

広島県屋外広告物に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年九月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十九号

広島県屋外広告物に関する規則の一部を改正する規則

広島県屋外広告物に関する規則（昭和三十九年広島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号に次のように加える。

ト 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示するもので、表示期間が工事の期間中に限るもの

別表第二第四号の次に次の一号を加える。

五 第三条第一項第四号トに掲げる広告物又は掲出物件の基準

一般の宣伝の用に供さず、蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもので、周囲の景観に配慮したものであること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。